

○宮崎大学農学部資格・免許専門委員会規程

令和3年1月19日
制 定

改正 令和4年7月19日 令和5年2月21日

(設置)

第1条 宮崎大学農学部に、宮崎大学農学部資格・免許専門委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 資格及び免許課程の運営と実習等の実施に関する事項
- (2) 教職課程認定に関する事項
- (3) 資格及び免許課程のあり方に関する事項
- (4) 関連する全学委員会(学芸員資格専門委員会及び教職課程委員会)から付託された事項
- (5) その他、資格及び免許課程に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員を持って組織する。

- (1) 教務担当副学部長
- (2) 資格・免許課程の必須科目(資格・免許に係る法理の規程科目)の担当教員あるいは代表者
- (3) 事務(教務・学生支援係担当者)
- (4) その他、委員会が必要とする者

(任期)

第4条 前条第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副学部長(教務担当)をもって充て、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、教務・学生支援係において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、令和3年1月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。